

大渕哲也教授の知的財産法における貢献について調査を行います。

この調査では、以下の点を重点的に確認します。

- 研究分野(特許法、著作権法、商標法など)
- 主要な論文や著書
- 知的財産関連法案の立法や政策への影響
- 実務への貢献(判例や裁判実務、行政指導への影響など)
- 教育や指導に関する業績

これらの視点から、大渕教授の知的財産法における広範な貢献を総合的に整理し、ご報告いたします。

大渕哲也教授の知的財産法における貢献

1. 研究分野と専門性

大渕哲也教授は、知的財産法を専門とする法学者であり ([大渕 哲也 | 東京大学](#))、特に特許法と著作権法の分野に精通しています。具体的な研究テーマとして、特許権の無効・侵害に関する問題や著作権の間接侵害などを掲げており ([大渕 哲也 | 東京大学](#))、これらの領域で重点的に研究を行っています。知的財産法全般にわたる広範な知識を有し、特許・意匠・商標から著作権に至るまで各分野の制度にも精力的に関与しています ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。その研究の特徴として、知的財産権保護の法制度について横断的・体系的な分析を行うアプローチが挙げられます ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。例えば知的財産法分野全体を見渡した法制度の基本枠組みに関する論考を発表するなど、個別法に留まらない総合的視点で学術的貢献をしています ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。

2. 主要な論文や著書

大渕教授は数多くの著作や論文を発表しており、知的財産法学に大きな影響を与えてきました。代表的な著作としては以下のようないります。

- ・『特許審決取消訴訟基本構造論』(有斐閣, 2003 年) ([大渕哲也 – Wikipedia](#))
 - 日本の特許無効審判と訴訟の構造を詳細に分析した学位論文に基づく専門書。
- ・『知的財産法判例六法』(有斐閣, 2013 年) ([大渕哲也 – Wikipedia](#)) - 特許法・意匠法・商標法・著作権法など知的財産法基本 6 法について、各条文ごとに判例と参照条文を収録した判例六法編纂書。
- ・『知的財産法判例集[第 2 版]』(有斐閣, 2015 年) ([大渕哲也 – Wikipedia](#)) - 知的財産法の主要分野を網羅し、200 件以上の重要判例要旨を収録した判例集(初版 2005 年、補訂版 2010 年の改訂版)。

これらの著作は学界および実務界の双方に大きな影響を及ぼしています。例えば、『知的財産法判例集』第 2 版(2015 年)は知財法の全領域をカバーし、平成 23 年・26 年の特許法改正にも対応した内容となっており、法学部生・法科大学院生のみならず実務家にも最適な総合判例資料です ([知的財産法判例集第 2 版 | 有斐閣](#))。また、大渕教授が編纂した『知的財産法判例六法』は、「知的財産法の学習・実務に必携」と評される基本書であり、特許・意匠・商標・著作権等それぞれの条文に対応する判例が整理されているため学生から法律実務家まで幅広く活用されています ([知的財産法判例六法 | 大渕 哲也 | 本 | 通販 | Amazon](#))。さらに、大渕教授は知的財産法分野の主要判例解説書である「判例百選」シリーズの編纂にも貢献しており、特許法や商標・意匠・不正競争防止法、著作権法について最新版の判例百選(例:『特許判例百選[第 4 版]』(2015 年)や『著作権判例百選[第 4 版]』(2009 年)等)を中山信弘教授らと共に編して、最新判例動向や法改正の影響を解説しています ([特許判例百選第 4 版\[No.209\] – 有斐閣](#)) ([大渕哲也 – Wikipedia](#))。これらの出版物は大学での教育教材として用いられるだけでなく、知財実務の現場でも参照される標準的な文献となっています。

3. 知的財産関連法案の立法への影響

大渕教授は、知的財産法の立法政策にも深く関与してきました。文化庁の文化審議会著作権分科会委員・法制問題小委員会主査代理を務めるほか、経済産業省の産業構造審議会において知的財産分科会長や特許制度小委員会委員長、意匠制度小委員会委員長など要職を歴任しています ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。産業構造審議会では、特許法・意匠法・商標法それぞれの制度の在り方に関する審議を主導し、その報告書を取りまとめました
(

などの画像デザインを保護対象に加えること等を含む意匠法改正が実現しています ([untitled](#))。また、同時期になされた特許制度見直しの議論では、分割出願の期間延長やクレーム補正制限の導入など、産業界のニーズを踏まえた特許法改正にも寄与しました ([untitled](#))。加えて、文化審議会 著作権分科会においても、著作権法の現代的課題(デジタル時代における権利制限や保護強化策など)の検討に専門的見地から貢献しており、近年の著作権法改正議論において重要な役割を果たしています ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。このように大渕教授は、政府の審議会や委員会を通じて知的財産関連法規の立法プロセスに影響を与え、その知見は実際の法改正(例えば近年の職務発明制度の改正や意匠法・商標法の拡充など)に反映されています。

4. 実務への貢献

大渕教授の知的財産法分野における功績は、学説だけでなく実務面にも及んでいます。もともと裁判官出身(1984年に東京地裁判事、1998年に東京高裁判事を歴任)であることから ([大渕哲也 – Wikipedia](#))、理論と実務双方に精通した視点を持ち合わせています。裁判官としての経験と知識を活かし、大学に転じてからは数多くの判例評釈や解説を発表して司法実務に示唆を与えるとともに、知的財産訴訟の実務に役立つ専門書の編纂にも携わりました。例えば、大渕教授は知財高裁判事や弁護士らと協力して『専門訴訟講座・特許訴訟(上下巻)』(2012年)を共編し、特許訴訟実務の詳解を提供しています ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。また、特許訴訟と特許無効審判の二重追求(ダブルトラック)問題など実務上緊要な課題について現状と対策を論じた論考を発表し ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))、裁判例や制度運用の改善に資する提言を行っています。大渕教授の提唱する理論や分析は、知財裁判例の解釈にも影響を及ぼしており、特許の無効審判と侵害訴訟の関係に関する基本構造論は学説上高い評価を受けると同時に実務家による議論の基盤ともなっています ([創部三十周年記念講演第3回 審決取消訴訟における審理の範囲](#))。さらに、特許庁や知財実務団体への協力も積極的で、日本弁理士会の中央知的財産研究所の研究プロジェクトに参画して「クレーム解釈と特許無効」に関する詳細な検討結果を発表するなど ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))、特許クレーム解釈や無効理由の考え方について実務指針となる知見を提供しました。特許庁の調査研究委員としても、例えば企業における職務発明制度の運用上の課題と解決策に関する報告書作成に関与し ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))、その成果は2015年の特許法改正(職務発明規定の見直し)にも反映されています。これらの活動を通じて、大渕教授は裁判所・特許庁・業界の架け

橋となり、知的財産権の実務運用の発展に寄与しています。また、知財実務家向けの研修や講演、セミナー等にも関与しており、蓄積した知見を後進の弁護士・弁理士へ伝えることで実務能力の向上にも貢献しています。大渕教授が編集・執筆した文献類(判例集や六法など)は法律事務所や企業の知財部門でも日常的に参照されており、まさに知財実務の指針の一つとなっています([知的財産法判例六法](#) | 大渕 哲也 | [本](#) | [通販](#) | [Amazon](#))。

5. 教育や指導に関する業績

大学における教育者としても、大渕教授の功績は顕著です。1999年より東京大学の教員となって以降、一貫して知的財産法の教育・研究に従事し、学部生から大学院生、法科大学院生まで幅広い層に知的財産法を指導してきました。東京大学法学部および大学院では「知的財産法」の講義科目を担当し、演習では知的財産法の重要な判例研究や特殊研究といった発展的なテーマを指導するなど、理論と判例実務の双方を織り交ぜた教育を行っています([大渕 哲也](#) | [教員紹介](#) | [東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))。これらの講義科目一覧からも分かるように([大渕 哲也](#) | [教員紹介](#) | [東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))、大渕教授は基本法から最新判例まで網羅するカリキュラムを展開し、学生が実務に通じた知財法の知識を身につけられるよう尽力しています。実際、大渕教授の教え子には官公庁や企業で知財分野を担う弁護士・弁理士、さらには大学で知財法を研究・教育する研究者が多数育っており、日本の知的財産人材の育成に多大な影響を与えています。さらに、自ら執筆・編集に関わった判例集や教材(判例百選シリーズ等)は法学教育の場でテキストとして利用され、次世代の人材育成に資する資料となっています。大渕教授が共著・編著として刊行してきた教材は、法学部生・ロースクール生だけでなく実務家にとっても有用であり([知的財産法判例集第2版](#) | [有斐閣](#))、大学教育と社会人研修の双方で活用されることで、学界と実務界を架橋する知財教育に貢献しています。総じて、大渕哲也教授は卓越した研究と豊富な実務経験に基づき、知的財産法の理論的発展、法制度の整備、実務の洗練化、人材育成の全てにおいて幅広い貢献を果たしてきたと言えます。各分野における具体的な実績と影響力は、我が国の知的財産法制とその運用・教育の発展に不可欠なものとなっています。

参考文献: 大渕哲也教授 関連情報 ([大渕 哲也](#) | [東京大学](#)) ([大渕 哲也](#) | [教員紹介](#) | [東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#)) ([大渕 哲也](#) | [教員紹介](#) | [東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#)) ([大渕哲也](#) – [Wikipedia](#)) ([知的財産法判例集第2版](#) | [有斐閣](#)) ([知的財産法判例六法](#) | [大渕 哲也](#) | [本](#) | [通販](#) | [Amazon](#)) ([特許判例百選第4版\[No.209\]](#) – [有斐閣](#)) ([大渕哲也](#) – [Wikipedia](#)) ([untitled](#)) (

(untitled) ([大渕哲也 – Wikipedia](#)) ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#)) ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#)) ([創部三十周年記念講演第3回 審決取消訴訟における審理の範囲](#))
([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#)) ([大渕 哲也 | 教員紹介 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部](#))